

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： EUによるアップルに対する巨額追徴指示

欧州連合（EU）の欧州委員会（European Commission）は、8月30日、アイルランド政府が最大で130億ユーロ（約1兆4800億円）の違法な税優遇を米国 Apple 社に対して与えたとして、2003年から2014年までの優遇措置分や利息を追徴課税で取り戻すよう同国に指示しました¹。

欧州委員会プレスリリース²の内容

欧州委員会は、アイルランド政府が、Apple 社の100%子会社であるアイルランド法人2社（Apple Sales International と Apple Operations Europe：以下「Apple 子会社」）に対して1991年（2007年改定）発した税優遇措置に関する“tax ruling”³により、Apple 子会社が本来支払うべき税金を不自然に軽減したと認定しました。この税優遇措置により、ヨーロッパにおける Apple 社の所得に対する法人税実効税率は2003年には1%、2014年には0.005%にも低下したとしています。

上記アイルランド政府の措置は、EU加盟国が特定企業だけを優遇することを禁じた EU 競争法の国家補助規制（競争歪曲的な国家補助に対しする規制⁴）に違反するとされています。

アイルランド国外の head office

アイルランドの法人税率は12.5%です。それにもかかわらず2014年の実効税率が0.005%にまで引き下げることができたのは、アイルランド政府が、Apple 子会社の head office が、同国外の国又は地域に存在し、所得が国外の head office に帰属することを認めたことが理由ではないかと考えられます。なぜなら、これまでのアイルランド税制では、アイルランド国外において管理支配が行われている法人について、国外源泉所得について課税対象とならないからです。

欧州委員会のプレスリリースには、head office の具体的な場所の記載はありませんが、タックスヘイブンにあったと言われています。

欧州委員会は、実態のない head office を人為的に創出させた Apple 子会社に対する tax ruling を違法としたのです。

お見逃しなく！

アイルランド政府は欧州委員会の決定を不服として、欧州司法裁判所へ提訴することを決定しました⁵。裁判は長期化するものと予想されます。また、欧州委員会プレスリリースにおいても、他国で追徴課税すべき部分があると判明した場合には、その部分についてアイルランド政府の追徴課税額は減額されるものとしていることから、今後の米国を筆頭とした他国の対応次第でも状況は変化するものと考えられます。

¹ 日本経済新聞 2016年8月31日

² European Commission Press release (http://europa.eu/rapid/press-release_IP-16-2923_en.htm)

³ 法人税の計算方法や優遇税制措置の適用について確認するレターであり、tax ruling を発行すること自体であるとされています。

⁴ Article 107, Treaty on the Functioning of the European Union

⁵ 日本経済新聞 2016年9月2日電子版